令和6年12月2日招集

## 埼玉県議会定例会議案

頁 第158号議案 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 ········· 3

## 百 五. 議

与等 別 関  $\mathcal{O}$ す 職 Ź 員 条  $\mathcal{O}$ 例 与  $\mathcal{O}$ 及 \_\_ 部 び を 改 費 正 に する条 関 す る 例 条 例 及 び 埼 玉 教育 委員会教育 長  $\mathcal{O}$ 

(特 別 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給 与 及 び 旅 費 E 関 する 条 例  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 別 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給与 及び 旅 費 に関 す る 条 例 (昭 和 <u>二</u>十 兀 年 埼 玉 県 条 例

十八号  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次 0 よう に 改 正 す رِّ چ

第三条第 一項 中 百百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 + を  $\neg$ 百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 + 五. に 改 8

第二条 特 別 職  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 給与 及び 旅 費に関す る条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改正 す

第三条第 項 中 百百 分  $\mathcal{O}$ 百 七十 五. を 百百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 + = • 五. に改  $\Diamond$ 

( 埼 玉 一県教育 一委員 会教 育長  $\mathcal{O}$ 給 与等に関す る条 例  $\mathcal{O}$ \_\_ 部改 正

第三条 埼 玉 県教育委員 会教育 長 の給与 等に 関 す る 条 例 (昭 和二十 七 年 埼 玉 県

七 号) の 一 部を次 のように 改 正す る。

四条第 項 中 百百 分  $\mathcal{O}$ 百 七十」 を 百百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 +Ŧī. に 改  $\otimes$ る

四条 埼玉県教育委員会教育長 の給与等に 関する条例 の 一 部を次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す

る

第四条 第 項 中 百 分  $\mathcal{O}$ 百 七 +五. を 百分 0) 百 七 + = • 五 \_\_ に 改 8 る

則

(施行 期 日

1 兀  $\mathcal{O}$ 条例 は、 公布 0 日 カコ 5 施行 す る。 ただ Ļ 第二 条 及 び 第 兀 条 並 び に 附 則

項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 令和 七 年 兀 月 \_ 日 カュ ら施行 する

2 規定に に お び 附 第 11 ょ 則 条の る改 第 改 規定 五. Ē Ē 項 後 後 によ に お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 教 埼 V 育長 玉県 改正 て 給与 後 教 改 育 正  $\mathcal{O}$ 等条 後 委員会教育長の給与等 特  $\mathcal{O}$ 別 例 特 職 別  $\mathcal{O}$ لح 職 職 給与等条例」 員 V う。  $\mathcal{O}$ 給与及  $\mathcal{O}$ 規 に び 関す 定 と 旅 は 1 費 る条 う に 令 関 和 例 す 六年 る条 及 附 び  $\dot{+}$ 第 則 例 三条 第 五 月 次 項  $\mathcal{O}$ 項

**知** 事  $\mathcal{O}$ 期 末手 当  $\mathcal{O}$ 特 例

日

か

5

適用する

3 定  $\mathcal{O}$ 知 適用 事  $\mathcal{O}$ 期 末 9 不手当の V 7 は、 支給 同 項 中 0 11  $\neg$ 百 7 分  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ 百 正 七 後 + $\mathcal{O}$ 五. 特  $\sqsubseteq$ 别 職 と あ 給 与 る 等  $\mathcal{O}$ は、 条例 第三条第 百 分  $\mathcal{O}$ 百 \_\_\_ 項 七 +  $\mathcal{O}$ 規

とする

4 項 中 与 知 事 び  $\mathcal{O}$ 百 旅 期 費 末  $\mathcal{O}$ に 手 百 関 当 七 す  $\mathcal{O}$ 支給 Ź 条例第三条第 • 五. 12 0 لح 11 あ 7 る  $\mathcal{O}$ 第二条  $\mathcal{O}$ は 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 規定  $\mathcal{O}$ 規 百 定  $\mathcal{O}$ 分 適用 に  $\mathcal{O}$ ょ 百 に 七 る 十 9 改 正 V 後 لح  $\mathcal{T}$ す は  $\mathcal{O}$ る 当 別 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 員 同  $\mathcal{O}$ 

末 払

5

正  $\mathcal{O}$ 别 職 給 与 等 条 例 及 び 改 正 後  $\mathcal{O}$ 教育長給与等 条 例  $\mathcal{O}$ 規定を適用 す

る条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関す 条例及び改正後の教育長給与等条例 る条例及び第三条の規定による改正前 の規定による期末手当の内払とみなす。 の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関す それぞれ改正後の特別職給与等

令和六年十二月十二日提出

**埼 玉 県 知 事 大 野 元** 

裕

案 理 由

知事等の 特別職の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。